

# 令和4年度東京都児童相談体制等検討会 第1回（区部）

## <議事要旨>

### 1 会議概要

#### (1) 開催日時

令和4年11月28日（月）午後4時から午後4時30分まで

#### (2) 開催方法

オンライン会議

### 2 議事内容

#### (1) 東京都における児童相談体制の強化について

##### 【事務局説明】

- 本資料は、管轄区域の見直しも含め、都における児童相談体制の強化について、都の考え方と具体的な強化策についてまとめたもの。
- 基本的な考え方3点について
  - 1 点目、児童虐待に迅速、的確に対応するため、令和6年4月に施行される児童福祉法等の改正も踏まえた児童相談体制を構築していく。
  - 2 点目、区市町村における児童虐待の予防的支援の取組から相談援助、一時保護、措置や援助の終結に至るまでの都全体の相談対応力を強化していく。
  - 3 点目、昨年7月に示された国の児童相談所の設置基準を踏まえて、管轄区域の見直しや、サテライトオフィスの設置などにより、きめ細かな児童相談体制を整備していく。
- 都児童相談所の体制強化・区市町村との連携強化に係る具体的な取組6点について
  - 1 点目、増加する虐待相談に対応するため、児童福祉司・心理司の増員を進めるとともに、マネジメントを行う管理職の増員を図っていく。また、今年度から、旧世田谷児童相談所を改修しトレーニングセンターを設置しており、面接技法など実践的な研修を通じて専門人材の育成を進めていく。
  - 2 点目、増加する一時保護需要に対応するため、一時保護所を増設するほか、民間事業者を活用した一時保護事業を展開していく。また、ここには記載していないが、区市町村と連携して里親の開拓にも注力し、一時保護後の受け皿の確保として、社会的養護の充実にも努めていく。
  - 3 点目、児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化を図るため、すでに3区で実施しているが、区市町村と協議しながら、子供家庭支援センターに隣接した児童相談所のサテライトオフィスの設置をさらに進めていく。また、児童相談所内に子供家庭支援センターの分室を設置するといった取組も、検討していく。
  - 4 点目、都とすべての区市町村の実務者が一同に会し協議する場として設置されたこの児童相談体制等検討会について、引き続き鋭意開催し、相互の体制強化、連携強化に努めていく。
  - 5 点目、区市町村における児童虐待の予防的支援体制を強化していく。昨年度から3区1市において予防的支援推進とうきょうモデル事業を実施しており、子ども家庭支援センターに支援チームを設置し、母子保健部門と連携して妊産婦等への実効性の高い訪問支援のあり方等を検討している。また、今年度からは、母子保健部門に様々な支援をコーディネートする人材を養成する「とうきょう子育て応援パートナー制度」を実施し、現在、検討ワーキングにおいて養成

プログラム等を作成中である。

6点目、令和5年度予算要求の新規事項であるが、区市町村の虐待対応力の強化に向け、子ども家庭支援センターにおける虐待対策コーディネーターの増員を要求するほか、法改正により区市町村の利用勧奨や措置が可能となるショートステイ事業について支援の充実を図っていく。

- 以上のような取組とともに、昨年度の国の法令改正を踏まえ、多摩地域における児童相談所の管轄区域を検討していく。

## (2) 多摩地域の児童相談所管轄区域について

### 【事務局説明】

- 本日の児童相談体制等検討会において、東京都の児童相談体制の強化の方向性と児童相談所の管轄区域の見直しに向けた調査の概要とをご説明し、特に管轄区域の見直しについて意見交換をさせていただきたい。
- 今後、1月の市長会と児童相談体制等検討会で管轄区域見直し素案を示し、2月上旬に意見集約、2月中旬に計画案を決定するスケジュールを予定。
- 資料3枚目 「多摩地域の児童相談所の管轄人口の見通し（令和2年度～令和32年度）」  
今年度実施している民間のコンサル会社への委託調査結果の抜粋となっている。多摩地域の児童相談所ごとに令和2年度から令和32年度までの管轄人口の推計を示している。  
小平児童相談所と八王子児童相談所については、30年後も引き続き100万人を超える推計となっている。
- 資料4枚目 「児童相談所ごとの移動利便性」  
各児童相談所から市町村役場まで、公共交通機関を利用した場合の移動にかかる所要時間を調査したもの。
- 奥多摩町や檜原村など色の濃いところが移動に60分以上かかることを示している。薄いオレンジが40分から60分以下、青の網掛けが20分から40分以下となっている。
- 各市町村に行った管轄区域に関するアンケート結果である。
- 多くの自治体から管轄区域を見直す必要ありとのご意見を頂いている。その理由としては、現在の児童相談所の管轄区域が広大で移動に時間を要するといった意見や、交通事情等から児童相談所職員との連携がとりにくいといった意見があった。
- これらのアンケート結果等も踏まえつつ、皆様との意見交換のうへ、管轄区域の見直しを検討していきたい。なお、本会開催後も12月9日まで意見集約の期間を設けている。本会終了後に各市町村宛てにご案内のメールをさせて頂くので、そちらでの回答でも構わない。

## (3) 板橋区より児童相談所開所後の状況報告

- 板橋区は今年の7月1日に開所。当区では、子供家庭支援センターと児童相談所と一緒にあったセンターの中で、同じフロアで、それぞれの課で協働・連携して、業務を実施していくという体制である。区民にハードルが低くなって、相談がしやすくなったため、相談件数、一時保護件数ともに都児相の頃よりも非常に増えている。子供自身が、保護を求めるという数も都児相の頃よりも多くなっており、身近な相談機関といった機能を実感している。
- 一時保護所については、30名の定員だが開設当時から定員に近い入所状況となっている。特に高齢児の保護が多く、都と同じ傾向と思われる。
- まだ開設から5か月で落ち着かないので、所内の連携を深め、また都や先行区の力を借りてや

っていきたい。

### (3) 意見交換等

#### 【主な発言等】

○ 都の児童相談所の一時保護部門の体制拡充のところで、一時保護所の増設と民間事業者を活用した一時保護事業の展開という説明があったが、具体的な内容及びスケジュールを伺う。

(都回答) 一時保護所の増設について現在計画しているのは、令和6年度に立川一時保護所の設置と令和10年度に練馬区内への一時保護所(予算要求中)を予定。

民間事業者の活用については、現在予算要求中で具体的には申し上げられないが、児童相談所の業務の中で、現認調査など民間が実施しても支障がない部分については他県の事例を参考に委託をしたいと考えている。詳細については内部で検討中である。

また、都の施設を活用した民間事業者の運営による一時保護所の運営も実施しており、来年度も検討している。